

8 東彼議告示第 1 号

東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

東彼杵町議会議長 浪瀬 真吾

東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則

東彼杵町議会会議規則（平成3年議会規則第1号）の一部を次のように改正する

次の表に掲げる規則の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(会議録署名議員)</p> <p>第125条 (略)</p> <p><u>2 会議録が書面をもって作成されているときは、議長が指名した2人の議員がこれに署名しなければならない。</u></p> <p><u>3 会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、前項に規定する者は、同項の署名に代えて、総務省令で定める措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(会議録署名議員)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。